

要安全確認計画記載建築物（特定緊急輸送道路沿道建築物）の報告命令

建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第2項の規定に基づき、耐震診断結果の報告をしていない建築物の所有者に対して行った報告命令の内容を公表します。

No	所有者名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途※1	命令した年月日	命令の内容	除却等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	新橋相互ビル管理組合	新橋相互ビル	港区新橋3-26-4	居宅事務所店舗	令和8年2月18日	令和9年3月31日までに耐震診断の結果の報告を行うこと。			
2	西麻布ビル管理組合	西麻布ビル	港区西麻布4-1-16	居宅事務所店舗	令和8年2月18日	令和9年3月31日までに耐震診断の結果の報告を行うこと。			
3	北村ビル管理組合	北村ビル	港区南青山5-1-25	居宅事務所店舗	令和8年2月18日	令和9年3月31日までに耐震診断の結果の報告を行うこと。			

※1 建築物の用途については、登記されている用途を記載している。